

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録 (No.93)

1 日 時 令和6年11月8日(金)  
午後1時00分 開会  
午後1時06分 閉会

2 場 所 議会運営委員会室

### 3 出席委員(8人)

委 員 長	中 村 義 雄	副 委 員 長	木 畑 広 宣
委 員	吉 村 太 志	委 員	日 野 雄 二
委 員	渡 辺 修 一	委 員	小 宮 けい子
委 員	泉 日出夫	委 員	山 内 涼 成

### 4 欠席委員(0人)

### 5 出席説明員

総務市民局長	三 浦 隆 宏	総 務 部 長	滝 剛
総 務 課 長	荒 田 政 二	議会担当課長	菊 原 康 弘

### 6 事務局職員

事 務 局 長	岩 田 光 正	次 長	中 島 尚
総 務 課 長	原 田 健 二	議 事 課 長	木 村 貴 治
政策調査課長	清 水 俊 哉	広報・政務活動費担当課長	古 田 直 子
議 事 係 長	佐々木 雄一郎	書 記	嶋 田 裕 文
			外 関係職員

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付議事件	会議結果
○	会派の異動について	資料No.1のとおり確認。
1	令和6年12月定例会会期日程案について	資料No.2のとおり確認。
2	予算・決算特別委員会の市長質疑における代理による質疑について	委員長より、市長質疑での代理による質疑について提案。資料No.3のとおり事務局から現状等を説明。次回委員会で、意見を伺うことを確認。

## 8 会議の経過

○委員長（中村義雄君）開会します。

まず、議事に入る前に会派の異動について、事務局に報告させます。総務課長。

○総務課長 資料ナンバー1をお願いいたします。10月8日付で、変革と未来の大石仁人議員より辞職願が提出され、同日許可されました。また、10月15日に変革と未来の三原朝利議員が第50回衆議院議員総選挙に立候補したため、公職選挙法第90条の規定により、同日付で市議会議員の職は自動失職となりました。お手元配付のとおり会派名簿を作成しておりますので、御確認ください。以上でございます。

○委員長（中村義雄君）では、そのとおり確認します。

次に、令和6年12月定例会会期日程案について、事務局の説明を求めます。議事課長。

○議事課長 資料ナンバー2をお願いいたします。12月定例会につきましては、現在のところ、12月3日に招集する予定であるとの連絡を執行部から受けておりますので、同日を開会日とする会期日程案を従来の例に倣って作成しております。会期は12月3日から11日までの9日間でございます。

まず、本会議につきましては、3日は市長の提案理由説明及び質疑並びに一般質問、4日から6日までの3日間は一般質問、11日は議案の採決でございます。

次に、常任委員会につきましては、9日と10日の2日間でございます。この日程でいきますと、請願・陳情の締切日は、点字分が11月27日、点字以外の一般分が12月3日となります。

なお、予定どおり12月定例会が12月3日に招集される場合には、その7日前に当たる11月26日に議会運営委員会を開催し、市長提出議案の確認や、正式な会期日程の決定などを行っていただくこととなります。以上でございます。

○委員長（中村義雄君）ただいまの説明のとおり確認願えますか。

（異議なし）

では、そのとおり確認します。

次に、予算・決算特別委員会の市長質疑での代理による質疑について、私から提案がございます。今年2月26日の本委員会での協議で、代表質疑及び会派質疑については、通告者が欠席した場合、会派内の他の議員が欠席議員に代わって質疑を行うことが認められました。

一方、予算・決算特別委員会の市長質疑においては、通告者が欠席した場合の取扱いについて、これまで協議が行われておりません。今年、昨年と欠席した事例もありますので、本委員会で協議をしてはどうかと思います。まず、現状等について事務局に説明させます。議事課長。

**○議事課長** 資料ナンバー3をお願いいたします。まず、現状について御説明いたします。本会議における代表質疑及び会派質疑につきましては、発言通告者が欠席した場合、会派内の他の議員が欠席議員に代わって質疑を行うことを認めるということで、本年2月26日の本委員会で協議が調い、資料下段に記載のとおり先例116の2として規定されたところでございます。

一方で、予算・決算特別委員会における市長質疑につきましては、先例212により、各会派の質疑項目は、予算・決算特別委員会の委員長に通告することとなっておりますが、通告者が欠席した際の取扱いについては、これまで本委員会では協議が行われておりません。

過去の事例としましては、昨年の予算特別委員会の市長質疑におきまして、通告者が欠席されたため、予算特別委員会の役職者で取扱いを協議しまして、同じ分科会の別の委員が代わって質疑を行うことを認めている例がございます。また、先だって行われました9月定例会の決算特別委員会の市長質疑におきましても、通告者が欠席されましたが、この時は通告を取り下げたという、そういった例もございます。

つきましては、今後も市長質疑の通告者が急遽欠席されるという、同様の事例が発生する恐れがございますので、本委員会で取扱いを検討していただければと考えております。見直し案としましては、市長質疑は、会派単位で行われておりますので、代表質疑や会派質疑と同様に、通告した内容を変更しない限りにおいて、欠席をする委員が所属する会派で、同じ分科会に所属する委員が代わって市長質疑を行うことを認めてはどうかというものでございます。

なお、代わる委員がない場合は、その通告の取下げを認めることとしております。説明は、以上でございます。

**○委員長（中村義雄君）** ただいまの説明について、質問、意見はありませんか。

（質問・意見なし）

なければ、今説明のあった見直し案の方向で検討していきたいと思っております。見直し案でいいか悪いか、不十分ということであれば、新しくこんなふうにするべきじゃないかと提案していただきたいと思っております。実際に起こっていることですので、私たちの任期の中でルールを決めたいと思っております。次回の本委員会で意見を伺いたいと思っておりますので、各会派での検討をよろしくをお願いいたします。

ほかになれば、本日は、これで閉会します。

---

議会運営委員会 委員長 中村義雄 ㊞